

平成 19 年度第 2 回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議 事 概 要

開催日及び場所	平成 1 9 年 1 0 月 1 2 日（金） 合同庁舎 2 号館低層棟共用会議室 4			
委 員	委 員 長 委員長代理 委 員	沖塩 莊一郎 谷口 汎邦 神田 良 櫻井 敬子 諸田 敏朗	（東京理科大学名誉教授） （東京工業大学名誉教授） （明治学院大学経済学部教授） （学習院大学法学部教授） （（財）住宅管理協会監事）	
抽出案件			（備考）	
工事〔小 計〕		3 件		
一般競争		3 件		
公募型及び工事 希望型指名競争		—		
指名競争		—		
随意契約		—		
コンサルタント業務		3 件		
合 計		6 件		
委員からの意見 ・質問、それに対する国土交通省の 回答等	意 見 ・ 質 問		回 答	
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	な し			

委 員	国 土 交 通 省
1. 官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について (意見なし) 2. 指名停止等の運用状況について (意見なし) 3. 抽出案件の審議 ①経済産業省総合庁舎改修（07）建築工事 ○本工事の落札者が、平成17～18年にも同種改修工事を請け負ったのか。 ○本工事の落札者は低入札価格調査対象となったが、前回工事の際はどうかであったか。 ○施工体制確認型の概要を教えてください。 ○実際に適切な施工ができるかどうかをまず入札額で判断するのか。 ○本工事は入札額が低入札価格調査基準価格未満であったため、施工体制確認のためのヒアリングを行ったのか。 ○施工体制確認は入札後に行うのか。 ○落札者の技術提案に対する加算点が、満点に対して半分以下であったのは低くないか。 ○昭和56年の建築基準法施行令改正の際に耐震設計基準が大幅に見直しされたが、天井の耐震対策はどうなっているのか。	●そうである。 ●前回は低入札価格調査対象ではなかった。 ●入札額が低入札価格調査基準価格未満であり、かつその内訳が予定価格に対して一定割合未満であった場合、契約内容に適合した履行がなされるかどうかを入札者からヒアリング等を行い確認する。確認ができない場合は、施工体制評価点を減点する。 ●そうである。入札価格が低入札価格調査基準価格以上であれば通常の施工ができると判断するが、低入札価格調査基準価格未満であれば契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある。そのため、直接工事費や共通仮設費等の入札額の内訳について、その金額で適切な履行ができるのか、また下請け業者の使用状況等についてヒアリングや資料を提出していただき確認する。 ●そうである。施工体制確認型は、低入札調査基準価格以上であれば通常の施工が可能であると判断し、施工体制評価点が自動的に加算される。 ●そうである。なお、本工事のように政府調達協定適用対象工事以外のものについては、施工体制確認型という選定方式を用いている。 ●価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式においては、技術提案が標準的な内容を充たしていれば基礎点として100点がつき、標準案より優れた技術提案があった場合に加算点がつく。基礎点＋加算点（＝A）を入札価格（＝B）で割った値（A/B）が最大値となる者が落札者となる。 ●昭和56年の法改正時には天井落下の危険性について認識されていなかったが、近年の地震で天井が落下する事故が相次いだ。それを受けて天井耐震補強を進めているが、まだ天井の構造に関する統一的な耐震設計基準は示されていない。官庁営繕部におい

○官庁営繕部において、官庁施設で天井落下の危険性が高い箇所を調査し、補強を実施しているのか。具体的にどのような天井が落下の危険性が高いのか。

○本工事の落札者決定の判断にあたり、前回工事の実績を生かし施工を有利に進めることができ、規模が大きくなったことで安価な資材購入が可能とのことであるが、本工事において前回工事の経験効果というのはどの程度影響力があるのか。

○予定価格の算出にあたっては、資材を大量に購入すれば単価は安くなるというような規模効果は考慮されているのか。

②特許庁総合庁舎改修（０７）電気設備その他工事

○落札者の総合評価において加算点が０点の評価項目があるが、施工にあたって何らかの影響がでる可能性はあるか。

○３社応募があったが、そのうち１社が競争参加資格無効となった原因は何か。

○業者に対して、ディーゼル発電装置又はガスタービン発電装置の施工実績を提出するよう指導できないのか。

○無効となった要因を相手方は認識しているのか。

○応募者３社のうちの２社が提出した施工実績において、それぞれが同一施設と思われる電気設備工事を請負っているのは何故か。

③中央合同庁舎第１号館北別館耐震改修（０７）機械設備その他工事

○落札者決定にあたっての手続きはどのようなであったか。

ては、本工事のように耐震補強の緊急性があると思われる箇所について、先行的に天井落下防止対策を実施している。

●天井落下の危険性が高い構造の条件として、高く深い天井、振れ止めの未設置等が挙げられ、それら条件にあてはまる箇所があるかチェックをしている。官庁施設においては、そのような条件にあてはまる天井は少ないが、本工事の施工箇所はシステム天井という特殊な構造であるため、早急に補強の必要があると判断した。

●引越しをせず、執務をしながら実施する工事のため、前回工事のノウハウがあったほうが工程を組むにあたって施設管理者等との調整がしやすく、工事を円滑に進めることができると考えられる。また、工事規模とコストの関係は、一般的に資材を大量調達したほうが割安となる。

●規模効果は会社間の取引条件により変わることも考えられるが、予定価格の算出にあたっては平均的と考えられる規模効果を勘案している。

●総合評価落札方式は、０点は図面に基づき標準的な内容については充たしている標準案ということである。０点であっても施工の際に品質が落ちる等の問題はない。標準案より優れた技術提案があった場合に加算点がつく。

●無効となった業者は太陽光発電設備を施工実績として提出したが、本工事の資格要件はディーゼル発電装置又はガスタービン発電装置の施工実績であるため、本工事の競争参加資格には不適合であると判断した。

●入札制度上、開札まで発注者と応募者とは接触しないため、あくまでも提出書類に基づき、入札参加資格の適否に関する判断をする。

●認識していると思われる。競争参加資格の無効通知を送付し、それに対して問合せがあった場合には対応している。

●当該施設は、隣接している２施設であり、同一施設ではなく２棟の建物である。本工事の応募者２社がそれぞれ請負っている。

●原則、入札は２回までであるが、１回目及び２回目の入札において予定価格と入札価格に大きな乖離があったため補足説明を行い、契約内容に誤解が無いよう積算の考え方を説明した。３回目の入札も入札価格が予定価格を超えていたが大きな乖離がなか

○本工事において応募者が1社のみであったのは、応募条件が厳しいからではないか。

○最近、一般競争入札で本工事のように応募者が1社のみとなり競争性がない入札が多いため、指名競争入札にすれば複数者が応札するのではないか。

○本工事のように、以前一度工事を請負った業者はその後の改修工事においても前回の経験を活かして有利に施工を進めることができるため応募するが、他の業者は敬遠して応募しないというように、最近の一般競争入札においては経験値の影響力が大きくなっているように思われる。

特に改修工事については、以前請負った業者以外は施設内容等が不明確であるため応募しにくいという事態の改善措置として、官庁営繕部では希望者に対して現場確認を実施していると思われるが、本工事においては実施したのか。

○入札結果は公表しているのか。

④北海道洞爺湖サミットプレス関連施設（仮称）基本計画策定等業務

○当該コンサルタント業務は発注者側が技術提案書提出者を指名しているが、工事のように、原則一般競争入札によって発注者側が競争参加者を選定しないのは何故か。

⑤経済産業省総合庁舎別館耐震改修（07）設計その2業務

○本業務の相手方は平成16年にプロポーザル方式で特定され、設計業務を行っているとのことだが、工事発注はいつ行ったのか。

⑥警察総合庁舎別棟増築（07）設計その2業務

ったため、不落随契の手続きに入り見積合わせを行い、受注者を決定した。

●応募資格要件に適合する施工実績については、厳しい条件ではないと考えられる。資格要件の施工実績として、建物用途が庁舎、事務所又は類似施設、建物規模が地上6階以上かつ延べ面積10,000㎡以上と一般的な建物の設備工事である。

●政府全体の公共工事調達方針として、原則一般競争入札で行うことになっている。一般的に、既存の施設を利用しながら施工する改修工事は、工程を組むのが難しいため応募者が少ない傾向がある。

●希望があった者については実施した。

●閲覧やホームページにて公表している。

●制度上は、5千万円以下のコンサルタント業務は、指名方式である標準プロポーザルとすることができるものの、運用により、5千万円未満であっても、なるべく公募手続きを行うようにしているところである。工事においても同様に、指名競争入札ではなく、なるべく広く参加者を求める一般競争入札としている。本業務は、来年7月に行われる北海道洞爺湖サミットまでに完成させなければならないプレス関連施設の基本計画等策定業務であり、早急に発注する必要があるため、公募手続きに比べ時間短縮が図れる標準プロポーザルにより、技術提案書提出者を選定した。

●工事発注は平成17年度末に行っており、工期はあと残り1年程度である。設計意図伝達業務である設計その2業務は、単年度予算のため、年度毎に契約を行っており、当該業務の相手方とは経済産業省総合庁舎別館耐震改修（06）設計その2業務も契約している。

○警察総合庁舎別棟は、国有財産になるのか。 ○当該増築工事の完了はいつ頃を予定しているか。	●地方公共団体の予算で国が施設整備の工事発注を行う受託制度があり、今回の別棟は、すべて東京都（警視庁）からの受託により、国が整備している。従って、建物の財産としては、東京都の財産となる。 ●平成２０年夏頃の完成を予定している。
（再苦情処理について） ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。	